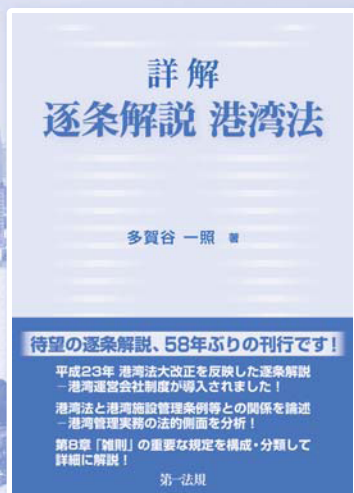


# 平成23年港湾法大改正を反映！ 待望の逐条解説、58年ぶりの刊行！

## 詳 解 逐条解説 港湾法

多賀谷 一照（獨協大学教授） 著

A5判・596頁 定価 本体3,800円＋税



### ◆平成23年港湾法大改正を反映

国際戦略港湾、国際拠点港湾等を追加した港格の変更、  
港湾運営会社制度の導入など詳細に解説しています

### ◆港湾法と港湾施設管理条例等との関係を論述して

港湾管理実務の法的側面を分析！

### ◆66か条に及ぶ港湾法第8章「雑則」の重要な規定を

構成・分類してわかりやすく解説しています

平成23年の通常国会で港湾法の大改正を行った。60年間変わることのなかった「港格」、すなわち港湾の種類を初めて変えることとなった。（略）さらに、港湾のターミナルに、本格的な上下分離の考え方を導入することとした。これによって、港湾全体の運営効率化を目指し、民の有する活力を最大限生かす仕組みとして「港湾運営会社」制度の導入を実現したのである。今後の港湾の管理、運営の基盤となる非常に大きな改正であった。本書では、これらを規定する条文について、本邦で最初の詳細な解説が加えられた。

国土交通省技術総括審議官 「推薦のこぼ」より  
国土交通省港湾局長

港湾法は、昭和25年に制定された法律であり、戦後のわが国の港湾の建設、管理にかかる根拠法としての役割を果たしてきた。（略）しかしながら、港湾という公的施設の他の公物と比較しての特殊性や、当時のGHQ/SCAP指令により英米の港湾管理制度を参照した等の特殊事情もあって、わが国の港湾法にはいくつかの特色・固有性があり、そのことが港湾法制を分かりにくくしてきている。法制定直後に解説本が刊行されて以来、今日まで半世紀以上本格的な解説書が示されることがなかったのは、そのような特殊、複雑な背景と無縁ではない。コンメンタールの性格上、本書においても条文構成に沿った解説をすることとなるが、ここでその固有性・特殊性について敷衍することにする。 筆者「はしがき」より



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694  
☎ Fax. 0120-302-640

# 内容構成

## 第1章 総則

港湾の定義、港湾の利用・管理、海岸と港湾、港湾法改正の経緯、港湾法関連法令、コンテナ埠頭等の整備ならびに管理運営方式の変遷

### 第1章の2 港湾計画等

港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針、港湾計画の手続

## 第2章 港務局

港務局の設立等、港務局の業務、港務局の組織、港務局の財務

## 第3章 港湾管理者としての地方公共団体

港湾管理者としての地方公共団体、港湾区域設定手続、一般事務組合等による港湾管理、港湾施設管理条例等、規制対象である「港湾施設」、港湾施設の利用、許可等と行政手続、行為規制、使用料・占用料・利用料金等、罰則、指定管理者による管理条例

## 第4章 港湾区域及び臨港地区

監督処分・罰則、占用許可と条例、都市計画法による臨港地区の指定、港湾管理者による臨港地区の指定、行為の届出、届出に対する勧告・変更命令、港湾法4章と港湾施設管理条例、放置艇、沈船等と港湾管理

## 第5章 港湾工事の費用

港湾工事の範囲等、港湾計画等との整合性、工事許可等、国の直轄工事、港湾工事と費用負担、港湾工事と土地の収用・補償、負担金条例の例

## 第6章 開発保全航路

航路とその範囲、国の公物としての開発保全航路

## 第7章 港湾運営会社

港湾運営会社の意義、港湾運営会社の指定等、埠頭群の定義、国土交通大臣による株式会社への指定、港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制限等

## 第8章 雑則

料金・収支報告等、入出港書類の統一化と電子化、運営協議会等、勧告、直轄工事等、公用制限・危機管理、資金の貸付け、港湾区域の定めのない港湾、技術上の基準、監督処分等、行政過程、罰則

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!